

鹿沼市議会議員の倫理に関する条例

平成14年 3月25日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その負託にこたえるため、市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努め、常に良心に従い自己の利益を図ることなく誠実かつ公正にその職務を遂行することを促進し、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる自らの役割を深く自覚するとともにその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、率先してその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市又は市が資本金、出資金その他これらに準じるものの2分の1以上出資している法人等で議長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）が行う許可若しくは認可（次号において「許認可」という。）又は請負契約（下請契約を含む。）、業務委託契約若しくは物品売買契約（次号において「請負契約等」という。）に関し、特定の企業、団体等のためにその地位を利用して有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 議員の配偶者、又はその一親等若しくは同居の親族が役員をしている企業、団体等が市又は出資法人等から過去2年以内に許認可を受けたとき若しくは請負契約等を締結したときは、当該企業、団体等から政治活動に関する寄附その他の支援を受けないこと。
- (4) 市又は出資法人等の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市又は出資法人等の職員の採用、人事異動、昇格等に関し、推薦、紹介等その地位を利用した不正な影響力を行使しないこと。
- (6) 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くような行動をしないこと。
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他選挙に関する法令を遵守し、買収、寄附等不

正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。

(8) 議員は、市から委託又は補助を受けている団体の役員に就任しているときは、その団体から政治活動に関する寄附を受け、又は選挙等の支援を受けるためにその地位を利用しないこと。

(審査の請求)

第4条 議員は、議員が政治倫理基準に違反するおそれがあると認められるときは、これを証する資料を添え、議員2人以上の連署をもって、議長に対し審査の請求をすることができる。

2 市民のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者は、議員が政治倫理基準に違反するおそれがあると認められるときは、これを証する資料を添え、300人以上の連署をもって議長に対し審査の請求をすることができる。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条の規定により審査請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して20日以内に鹿沼市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、議員が会議において地方自治法第135条第1項に規定する懲罰又は議員辞職の勧告を受けたときは、当該会議の開会中は審査会を設置することができない。

3 議長が審査の対象となる議員に該当するときは、審査請求の受付、審査会の委員の指名、審査会の設置、議会広報紙による公表等の議長が行うすべての職務は、副議長が代理し、副議長に事故あるとき又は副議長が欠けたときは、総務常任委員会委員長が代理する。

4 審査会の委員は、議会運営委員会の委員の定数と同一の定数をもって組織する。ただし、審査請求を行った議員又は審査の対象となる議員は、委員となることができない。

5 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。

6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選する。

7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了までとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了する。

10 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員定数の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

11 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の成立)

第6条 審査会は、委員の定数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審査会の審査)

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、審査に係る議員から求められたときは、審査会において釈明する機会を保障しなければならない。

3 審査会は、第1項の審査を行うため、審査請求者、当該議員又は関係者に対し、事情聴取等その他審査に必要な調査を行うことができる。

4 審査会は、第1項の規定により審査を付託された日から起算して60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。

5 前項の規定による報告は、議会の開会中は議場で行い、議会の閉会中は次の議会の議場で行う。

6 審査会は、当該議員が政治倫理基準に違反していると認められるときは、必要な措置について理由を付した文書をもって、意見を述べ、又は勧告することができる。

(議員の協力義務)

第8条 議員は、審査に協力するとともに、審査会から要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、会議に出席し、又は質疑に答えなければならない。

(倫理基準違反の措置)

第9条 議長は、審査会からの報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反すると認められる議員に対し、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、各種委員の辞退、議会役職の辞退、議員辞職等の勧告等必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、速やかにその旨を議会広報紙により公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。